九　前項第九号に掲げる被保険者　四万二千九百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十四万三千円に満たないときは、十四万三千円）から十四万三千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これに切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十　前項第十号に掲げる被保険者　三万四千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

十一　前項第十一号に掲げる被保険者　三万二千七百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第九条第二項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　前項第四号に掲げる被保険者　十万四千七百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十四万九千円に満たないときは、三十四万九千円）から三十四万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

五　前項第五号に掲げる被保険者　九万七千二百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万四千円に満たないときは、三十二万四千円）から三十二万四千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

第九条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二　前項第二号に掲げる被保険者　十五万千五百円と、第八条第二項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十万五千円に満たないときは、五十万五千円）から五十万五千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五十円とする。

第九条第三項第一号中「次号から第六号までに掲げる者以外の者」を「法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が百二十七万円以上の被保険者又はその被扶養者」に、「六万千五百円」を「三十四万二千円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が百十四万円に満たないときは、百十四万円）から百十四万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）と乗じて得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額」に改め、同号ただし書中「四万四千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第六号中「第十二項第五号」を「第十二項第六号」に、「第二号から第四号まで」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第五号中「前三号」を「第一号から第九号まで」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第四号中「五十三万円」を「三十六万円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の三号を加える。

十　療養のあつた月の標準報酬月額が二十万円以上の被保険者又はその被扶養者（前各号、第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。）　六万九千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十一　療養のあつた月の標準報酬月額が十六万円以上二十万円未満の被保険者又はその被扶養者（第十三号又は第十四号に掲げる者を除く。）　六万五千四百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

十二　療養のあつた月の標準報酬月額が十六万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号又は第十四号に掲げる者を除く。）　六万千五百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、三万四千五百円とする。

第九条第三項第三号中「八十三万円」を「六十二万円」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が四十四万円以上五十三万円未満の被保険者又はその被扶養者　十一万四百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十六万八千円に満たないときは、三十六万八千円）から三十六万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

八　法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が三十六万円以上四十四万円未満の被保険者又はその被扶養者　九万八千百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が三十二万七千円に満たないときは、三十二万七千円）から三十二万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第九条第三項第二号中「八十三万円以上」の下に「百三万円未満」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が七十一万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者　二十万九千四百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十九万八千円に満たないときは、六十九万八千円）から六十九万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

五　法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者であつて療養のあつた月の標準報酬月額が六十二万円以上七十一万円未満の被保険者又はその被扶養者　十九万四千四百円と、第八条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が六十四万八千円に満たないときは、六十四万八千円）から六十四万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。